

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

大気汚染調査にPM2.5の追加調査を

宮前区の大気汚染はひどく、ぜんそく患者は市内7区中、麻生区に続き2番目に多い2547人います（2018年3月末現在）。患者は東名高速道路周辺に多く自動車廃棄ガスが原因と思われます。また鷺沼再開発と重なる時期に、土橋の近くの犬蔵でリニヤ新館線の立て坑・トンネル工事が行われます。

複合汚染もあり、大気汚染には喘息の主原因であるPM2.5を追加し、調査をしてください。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）